

施策 2-2-⑨

宅地地盤の嵩上げ

【取組の概要】

津波浸水想定区域内の浸水深の浅い場合や津波の速度によって、その土地で生活を送るために津波が押し寄せない高さまで土地を嵩上げする方法や浸水深より高い位置に床面を設ける方法があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・一筆の土地の嵩上げは、建物被害を軽減できる高さまで土地を嵩上げすること（前頁）と、周辺の土地や前面道路等とのすり付け等を考慮します。
- ・土地の嵩上げに対し、大雨による浸水被害を防止するため、補助制度を実施している地方公共団体があり参考となります。また、高潮では条例により建築規制を行っている地方公共団体があります。
- ・下の写真は、浸水すると想定される高さまでR Cでピロティ化し、駐車場として活用し、上部は木造建物で整備している例です。



1階のピロティ化



山の斜面を利用した地盤の嵩上げ

住宅の嵩上げの例

【事例】

○愛知県東海市の取組

・住宅浸水対策改修工事補助制度

本市は、大雨による浸水被害を防止するため、既設の住宅の改修工事を行う者に対して補助金を交付することにより、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的として、住宅浸水対策改修工事補助制度を設けています。

住宅浸水対策改修工事補助制度のご案内

平成24年度東海市住宅浸水対策改修工事補助制度のご案内

1 制度の目的

既設の住宅の大雨による浸水被害を防止するため、住宅の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、災害に強いまちづくりの推進を図り、もって市民の財産を保護することを目的とする。

2 補助を受けることができる方

市内に住所があり、住宅の所有権(所有者の同意を得た同居者を含む)を有する個人で、過去に浸水被害の事実があり、市税を完納している方が浸水対策改修工事を行う場合。(一部浸水対策整備計画で早い時期に整備ができる地区を除く。)

3 補助対象工事

- ・工事着手前に補助申請を提出し、市の承認を受けたものであること。
- ・補助を受けた年度内に完了できるものであること。
- ・改修、改築工事の基礎のかさ上げ、曳家、据家工事及び盛土工事(土砂の流出を防ぐための擁壁工事を含む)が対象で新築は対象外。

補助対象工事	条件
○既存建物をかさ上げる場合 □住宅の基礎を30cm以上かさ上げる工事 □30cm以上の盛土工事 (擁壁及び敷地排水工事を含む) □上記に係る曳家・据家及びこれに伴う改修工事	・建築基準法等に適合すること ・浸水地区で行う工事であること ・隣地へ水、土砂が流出しないこと ・大雨による浸水被害を防止できるもの
○改築をする場合 □30cm以上の盛土工事 (擁壁及び敷地排水工事を含む)	

改築:用途、規模、構造の著しく異なる建物を建替えること
新築:新に建物を建てること

4 補助額

補助対象工事(5万円以上が対象)に要する費用の50%の額(1,000円未満の端数は切り捨てる) 補助額の限度額は300万円。

5 申し込み者の選考

補助金交付申請者の受付は、平成24年4月16日から平成24年5月31日の間で実施し、補助金の交付額が予算の範囲を超えたときは、抽選で決定する。なお、受付期間が経過した後も予算の範囲に満たないときは、予算の範囲内で補助金交付申請書を受付します。

6 問い合わせ、受付窓口

東海市役所 都市建設部 都市整備課(4階)建築営繕担当

○名古屋市の取組

名古屋市臨海部防災区域建築条例

指定された区域に応じて建築物の1階の床の高さや構造などを規定しています。

表 制限の概要表

区域	1階の床の高さ	構造制限	図解
第1種区域	N・P(+)4m 以上	木造禁止	
第2種区域	N・P(+)1m 以上	2階建以上とすること(2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の1から3のいずれかの場合は平屋建とすることができる 1:1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)3.5m 以上 2:同一敷地内に2階建以上の建築物あり 3:延べ面積が100m ² 以内のものは避難室、避難設備の設置	
第3種区域	N・P(+)1m 以上	なし	
第4種区域	N・P(+)1m 以上	2階建以上とすること(2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の1、2のいずれかの場合は平屋建とすることができる 1:1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)3.5m 以上 2:同一敷地内に2階建以上の建築物あり	

出典:名古屋市臨海部防災区域建築条例(名古屋市)

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/54-5-6-0-0-0-0-0-0-0.html>